

改正後	改正前
<p>(国及び地方公共団体の任務) 第三条 (略)</p> <p>2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たっては、国民の学習に對する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。</p> <p>3 国及び地方公共団体は、第一項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をすることも、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。</p> <p>(市町村の教育委員会の事務) 第五条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に關し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 所管に屬する図書館、博物館、青年の家その他の社会教育施設の設定及び管理に關すること。</p> <p>五・六 (略)</p> <p>七 家庭教育に關する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びに家庭教育に關する情報の提供並びにこれらの奨励に關すること。</p> <p>八 職業教育及び産業に關する科学技術指導のための集会の開催並びにその奨励に關すること。</p> <p>九 (略)</p>	<p>(国及び地方公共団体の任務) 第三条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努めることも、家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするものとする。</p> <p>(市町村の教育委員会の事務) 第五条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に關し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 所管に屬する図書館、博物館、青年の家その他社会教育に關する施設の設定及び管理に關すること。</p> <p>五・六 (略)</p> <p>七 家庭教育に關する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に關すること。</p> <p>八 職業教育及び産業に關する科学技術指導のための集会の開催及びその奨励に關すること。</p> <p>九 (略)</p>

<p>十 情報化の進展に対応して情報の収集及び利用を円滑かつ適正に行うために必要な知識又は技能に關する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に關すること。</p> <p>十一 運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に關すること。</p> <p>十二 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に關すること。</p> <p>十三 主として学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）に對し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に關すること。</p> <p>十四 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に關すること。</p> <p>十五 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に關すること。</p> <p>十六 社会教育に關する情報の収集、整理及び提供に關すること。</p> <p>(前除)</p> <p>十七 視聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に關すること。</p> <p>十八 情報の交換及び調査研究に關すること。</p> <p>十九 その他第三条第一項の任務を達成するために必要な事務</p> <p>(都道府県の教育委員会の事務) 第六条 都道府県の教育委員会は、社会教育に關し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、前条各号の事務（第三号の事務を除く。）を行うほか、次の事務を行う。</p> <p>一 公民館及び図書館の設置及び管理に關し、必要な指導及び調査を行う</p>	<p>(新設)</p> <p>十 運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に關すること。</p> <p>十一 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に關すること。</p> <p>(新設)</p> <p>十二 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に關すること。</p> <p>(新設)</p> <p>十三 一般公衆に對する社会教育資料の刊行配布に關すること。</p> <p>十四 視聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に關すること。</p> <p>十五 情報の交換及び調査研究に關すること。</p> <p>十六 その他第三条第一項の任務を達成するために必要な事務</p> <p>(都道府県の教育委員会の事務) 第六条 都道府県の教育委員会は、社会教育に關し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、前条各号の事務（第三号の事務を除く。）を行う外、左の事務を行う。</p> <p>一 公民館及び図書館の設置及び管理に關し、必要な指導及び調査を行な</p>
---	---

- 二 (略)
- 三 社会教育施設の設置及び運営に必要な物資の提供及びそのあつせんに関すること。
- 四・五 (略)

(社会教育主事及び社会教育主事補の職務)

第九条の三 社会教育主事は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。ただし、命令及び監督をしてはならない。

2 社会教育主事は、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことがである。

3 社会教育主事補は、社会教育主事の職務を助ける。

(社会教育主事の資格)

第九条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、社会教育主事となる資格を有する。

- 一 大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、次に掲げる期間を満算した期間が三年以上になる者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの
- イ 社会教育主事補の職にあつた期間
- ロ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体における職で司書、学芸員その他の社会教育主事補の職と同等以上の職として文部科学大臣の指定するものにあつた期間

ハ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体が実施する社会教育に関する事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）

二・四 (略)

- 二 (略)
- 三 社会教育に関する施設の設置及び運営に必要な物資の提供及びそのあつせんに関すること。
- 四・五 (略)

(社会教育主事及び社会教育主事補の職務)

第九条の三 社会教育主事は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。但し、命令及び監督をしてはならない。

(新設)

2 社会教育主事補は、社会教育主事の職務を助ける。

(社会教育主事の資格)

第九条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、社会教育主事となる資格を有する。

- 一 大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、次に掲げる期間を満算した期間が三年以上になる者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの
- イ 社会教育主事補の職にあつた期間
- ロ 官公署又は社会教育関係団体における社会教育に関する職で文部科学大臣の指定するものにあつた期間

ハ 官公署又は社会教育関係団体が実施する社会教育に関する事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）

二・四 (略)

(審議会等)の諮問

第十三条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条に規定する機関をいう。第五十一条第三項において同じ。)で政令で定めるもの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議(社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定める)により社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関)の意見を聴いて行わなければならない。

(運営の状況に関する評価等)

第三十二条 公民館は、当該公民館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき公民館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第三十二条の二 公民館は、当該公民館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該公民館の運営の状況に関する情報を積極的に提供しよう努めなければならない。

(審議会等)の諮問

第十三条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条に規定する機関をいう。第五十一条第三項において同じ。)で政令で定めるもの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議の意見を聴いて行わなければならない。

第三十二条 削除

(新設)